

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

住 所 宇部市西平原二丁目7番1号

氏 名 株式会社 三城商事
代表取締役 大城 明夫

令和6年3月4日 付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

令和 6 年 3 月 7 日

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

記



- 1 取扱廃棄物の種類 一般廃棄物 (し尿及び浄化槽汚泥を除く)
- 2 収集・運搬・処分の別 収集・運搬
- 3 許可する区域 山陽小野田市内
- 4 許可の期間 (自) 令和6年4月1日
(至) 令和8年3月31日
- 5 事業の用に供する施設の状況 収集運搬車両 21 台
- 6 許可条件
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守すること。
 - (2) 山陽小野田市の分別基準に従い可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみの分別を徹底すること。
 - (3) 収集運搬車両については収集物の飛散落下防止措置を講ずること。
 - (4) 事業内容の変更等必要事項が生じたときは10日以内に報告すること。
 - (5) 本市環境衛生センターに持込める事業系一般廃棄物は、紙類、木草類、天然繊維くず、厨芥類、厨芥類等との分離が困難なビニール又はプラスチック容器等の混合ごみのみとします。
 - (6) 搬入管理票の排出元やごみの種別については、適正に記載すること。
 - (7) 任意に展開検査を行うので、産業廃棄物や市外の廃棄物の搬入をおこなわないこと。また、再資源化できる紙ごみを可燃ごみとして搬入しないこと。
 - (8) 法定記載事項を満たした帳簿を管理し、毎年閉鎖し、5年間保存すること。